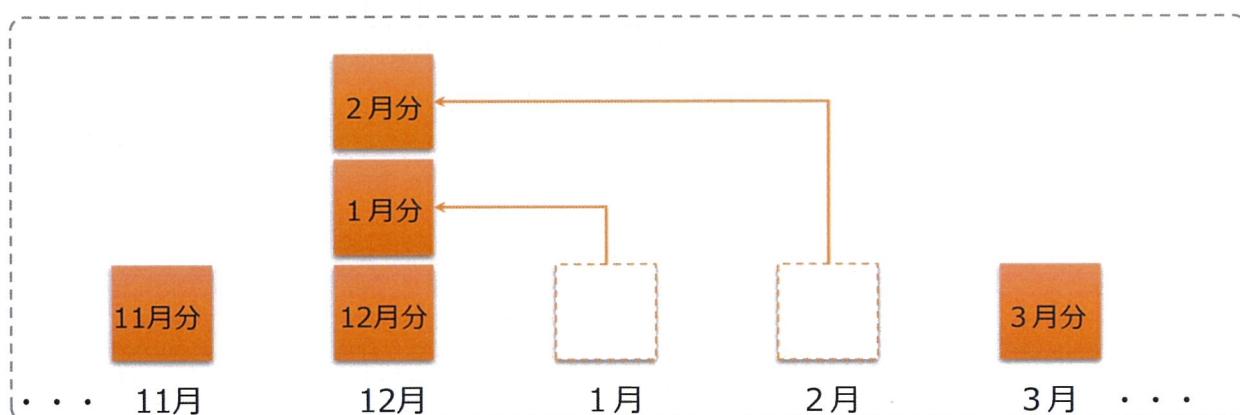


新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について

【貸与奨学金の期日前交付（既採用者が対象）】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、まとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、12月の貸与奨学金振込日（令和4年12月9日（金））に1月分及び2月分を期日前に振り込みます。



1. 対象

第一種奨学金・第二種奨学金（いずれも全学種・全学年）

- ※ 1 すでに第一種奨学生・第二種奨学生として採用されている者が対象です。（令和4年度二次採用による採用者を含む）
- ※ 2 利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合があります。
（利用できない具体例）
 - ・ 令和4年12月の奨学金の振込状態が「休・停止中」、「保留中」となっている。
 - ・ 給付奨学金を併せて受給していることにより、貸与月額が0円となっている第一種奨学金
 - ・ 第一種奨学金の期日前交付を希望する場合で、併せて受給している給付奨学金の支援区分が令和5年2月分まで確定していない。
 - ・ 人的保証から機関保証への変更手続き中（予定を含む） 等

2. 注意事項

- （1） 令和4年12月に12～2月分を振り込みますので、次の奨学金の振込は令和5年3月になります。
- （2） 令和5年3月に満期を迎える者については、令和5年2月10日（金）に令和5年3月分（1か月分）のみ振り込みます。